

不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【学校・教育委員会等向け】



文部科学省

不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。



✓ 出席扱いの主な要件について(義務教育段階)

学校外の施設で相談・指導を受けている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること。
- 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断(※)される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(※)民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00004.htm)



自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00005.htm)



✓ 成績評価の主な要件について(義務教育段階)

- 不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。
- 学校と、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等(以下、「保護者等」という。)の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。
- 学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。

詳細は以下リンクもしくはQRコードよりご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm)



なお、高等学校における不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱いは、下記をご参照ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm)



不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【学校・教育委員会等向け】



文部科学省

✓ 学校外の施設で相談・指導を受けている場合

👍 民間施設における活動を出席扱いとした例

- 学校は、教育委員会が定めたガイドラインに基づき、民間施設や保護者と連携。
- 民間施設や保護者との連携状況や民間施設から提出された活動報告の内容等に基づき、民間施設における適切な支援の実施が確認できたことから、指導要録上出席扱いとした。



活動報告に記載する事項(例)

- 施設の利用日
- 活動の内容
- 本人の振り返り
- スタッフのコメントなど

Point

学校による適切な判断を可能とするため、教育委員会等は「民間施設ガイドライン(試案)」などを参考に、民間施設における不登校児童生徒に対する相談・指導を出席扱い等とする際の考え方や児童生徒の様子を定期的に報告する方法の目安などをあらかじめ整理して示しておくことが望めます。

(参考)民間施設についてのガイドライン(試案)

(https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf)



👍 教育支援センターにおける学習活動を出席扱い・成績評価した例

- 教育支援センターを利用する不登校児童生徒のWeb教材の活用について、学校に相談。
- 教育支援センターは、学校と保護者との連携の下、Web教材を活用した学習計画の作成とともに、その内容を評価しやすいよう、学習評価の観点に沿った「振り返りカード」を作成。
- 学校は、教育支援センターと保護者との連携のもと作成した学習計画の実施状況や、Web教材の学習履歴、振り返りカードなどをもとに、出席扱いとするとともに、該当する教科について観点別評価を指導要録に反映の上、その内容を本人・保護者にも通知表により伝えた。



Point

出席扱い・成績評価の制度の目的は、義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すことにあるため、学習活動を出席扱い・成績評価することにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意する必要があります。

✓ 自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合

👍 学校からの授業配信による学習活動を出席扱い・成績評価した例

- 学校が保護者からの情報をもとに、オンラインでの授業参加を提案。
- 学校が保護者と連携し、1人1台端末を活用した学習計画を作成。
- オンラインでの授業参加後、学級担任が授業内容を補足するとともに、テストの実施により理解度を確認。
- 学校は、保護者との連携のもと作成した学習計画の実施状況や学習状況をもとに、出席扱いとするとともに、該当する教科について観点別評価を指導要録に反映の上、その内容を本人・保護者にも通知表により伝えた。



<授業配信に当たっての工夫(例)>
児童生徒の状況に応じて、画面越しに映る他の児童生徒や教員のことが気にならないよう、黒板画面を中心とした配信を行うなどの配慮を行った。

Point

学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意する必要があります。

不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【学校・教育委員会等向け】



文部科学省



✓ 指導要録上の記載について

<出席扱い>

- 児童生徒指導要録の備考欄には、出席扱いの内数として出席とした日数及び不登校児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名などを記入

参考

出席扱いとする場合の指導要録上の記載例

区分 学年	出 欠 の 記 録					
	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	210	5	205	40	165	出席扱いとした日数:30日 うち、〇〇市教育支援センター:20日、自宅において学習:10日

出席扱いとした日数は出席日数に計上し、欠席日数からは除く

※高等学校も同様

<成績評価>

- 必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められているものではありませんが、不登校児童生徒の多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載をしていただくことが重要です。

Point

評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒やその保護者などに積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義があります。

✓ 都道府県・市区町村教育委員会による支援の例

👍 制度やその活用事例の周知の例

- 人事異動により管理職や生徒指導主事などが代わることを想定し、毎年度初めに開催する会議などで制度や自治体における考え方などを説明。

(会議例)

- ・学校の管理職を対象とした会議
- ・学校の生徒指導担当者を対象とした研修
- ・市町村の指導主事等を対象とした会議 など

- 学校現場で活用されやすいものとなるよう、ガイドラインを校長会や教務主任などと協働で作成。

- 不登校児童生徒の学びをサポートするリーフレットに域内の学校における様々な事例を紹介。

(事例紹介の例)

長野県・長野県教育委員会作成
「はばたき～不登校児童生徒の学びの
サポートガイド～」

Vol.1(habataki.pdf)
Vol.2(habataki2.pdf)



👍 民間施設等との連携支援の例

- 学校が連携を図りやすいようにするため、教育委員会の担当者が校長とともに不登校児童生徒が通所又は入所する民間施設等を訪問し、制度の趣旨を説明し、理解と協力を要請。

- 定期的に、学校、教育支援センター、民間施設などの不登校支援に携わる関係機関が集まる機会を設けることで、それぞれが連携しやすい体制を整備。

